

一般社団法人愛媛県ラグビーフットボール協会

理事の職務権限規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人愛媛県ラグビーフットボール協会（以下「この法人」という。）における理事の職務権限を定め、業務の適法かつ、効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第2条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を遵守し、誠実に職務を遂行し、協力して定款に定める当法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

(理 事)

第3条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、当法人の業務の執行の決定に参画する。

(代表理事)

第4条 当法人の会長を代表理事とする。

(会長)

第5条 会長の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 代表理事として当法人を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(副会長)

第6条 副会長の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 理事長を補佐し、当法人の業務を執行する。
- (2) 每事業年度毎に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

2 副会長は、会長に事故あるとき、又は欠けたときには、会長の職務を執行する。

(代行順序の決定)

第7条 前条第2項に規定する代行の順序については、每事業年度最初の理事会において決定するものとする。

(常務理事)

第8条 常務理事の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 会長が定める担当業務を分掌し、執行する。
- (2) 每事業年度毎に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(補 則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改廃)

第10条 この規程は、必要と認めた場合、理事会の決議により改正することができる。

以上

令和 5年 6月 1日 施行